

生活保護のしおり

印西市福祉事務所

令和7年5月

目次

1	生活保護とは.....	1
2	保護の原則	1
3	生活保護を受ける前に	1
4	生活保護費	2
5	生活保護申請の手続き	5
6	保護の種類と内容.....	6
7	あなたの権利.....	7
8	あなたの義務.....	7
9	生活保護費の返還等	7
10	医療機関を受診するとき	8
11	減免など	8
12	ケースワーカーとは	9
13	申請のときに必要な書類等.....	9
	生活保護に関する法律条文（参考）	10

生活保護の申請は国民の権利です。

生活にお困りの方は、ためらわずご相談ください。

1 生活保護とは

日本国憲法第25条（生存権の保障）に基づき、生活に困っている全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて、国の責任で健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その世帯の自立を助けることを目的とした制度です。

一生懸命働いても生活ができない、年金だけでは生活できない、病気や事故など、さまざまな事情で生活に困っている場合は、世帯を単位として、生活保護を受けることができます。

ただし、暴力団員は保護の要件を満たさないものとして、この制度を利用できません。

2 保護の原則

（1）申請保護の原則

保護は、本人、扶養義務者又はその他の同居の親族の申請により開始されます。

（2）基準・程度の原則、必要即応の原則

保護費の額は、国の基準により決められ、年齢・世帯構成・所在地・健康状態など各々の状況に応じ、必要な保護を有効かつ適切に行います。

（3）世帯単位の原則

保護は、原則として世帯（同居しているなど、生計を同一にしている家族）を単位として行います。

3 生活保護を受ける前に

生活保護は、世帯単位で行い、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としています。また、他の法律に定める給付制度等は、生活保護に優先して行われるものとされています。

（1）資産の活用とは

預貯金、生活に利用されていない土地・家屋等があれば売却等し生活費に充ててください。

(2) 能力の活用とは

働くことが可能な方は、その能力に応じて働いてください。

(3) あらゆるものの活用とは

年金や手当など、他の給付を受けることができる場合は、まずそれらを活用してください。(例：公的年金、雇用保険、傷病手当、労災保険、児童扶養手当、児童手当など)

(4) 扶養義務の優先

親族等から援助を受けることができる場合は、そちらを優先して受けてください。

そのうえで、世帯の収入と国が定める最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、保護が適用されます。

4 生活保護費

世帯の収入と国が定める最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、その差額を生活保護費として補います。

■保護が受けられる場合

国が定めた最低生活費	
世帯の収入	生活保護費

⇒ 収入が最低生活費を下回るため、不足分が支給されます。

■保護が受けられない場合

国が定めた最低生活費
世帯の収入

⇒ 収入が最低生活費を上回るため、保護は受けられません。

(1) 最低生活費とは

国で定めた「生活費の基準」による1か月の生活費を最低生活費といい、世帯の人数や年齢及び必要な扶助により計算されます。

(2) 収入とは

収入とは、給料、年金、手当、仕送り、養育費など世帯に入ったすべてのお金をいいます。

なお、働いて得た収入については、交通費や社会保険料などの経費のほか、一定額の控除を行う特別な取り扱いがあります。

主なモデル世帯の生活保護基準額（月額）

令和6年4月からの主なモデル世帯の生活保護基準額の例

（単位：円）

3人世帯（33歳、29歳、4歳）

3級地-2（印西市の級地）	
世帯当たりの最低生活費	192,500
生活扶助	133,910
児童養育加算	10,190
住宅扶助（上限額）	48,400

注1 生活扶助は、11月から3月は、冬季加算が上乗せされます。

注2 住宅扶助については、賃借料や地代などを支払う必要がある場合に給付されます。

注3 上記の額に加えて、医療費等の実費相当が必要に応じて給付されます。

注4 実際に支給されるのは、上記の額から収入を差し引いた額になります。

注5 勤労収入のある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されます。

高齢者単身世帯（68歳）

3級地-2（印西市の級地）	
世帯当たりの最低生活費	104,550
生活扶助	67,350
住宅扶助（上限額）	37,200

注1 生活扶助は、11月から3月は、冬季加算が上乗せされます。

注2 住宅扶助については、賃借料や地代などを支払う必要がある場合に給付されます。

注3 上記の額に加えて、医療費等の実費相当が必要に応じて給付されます。

注4 実際に支給されるのは、上記の額から収入を差し引いた額になります。

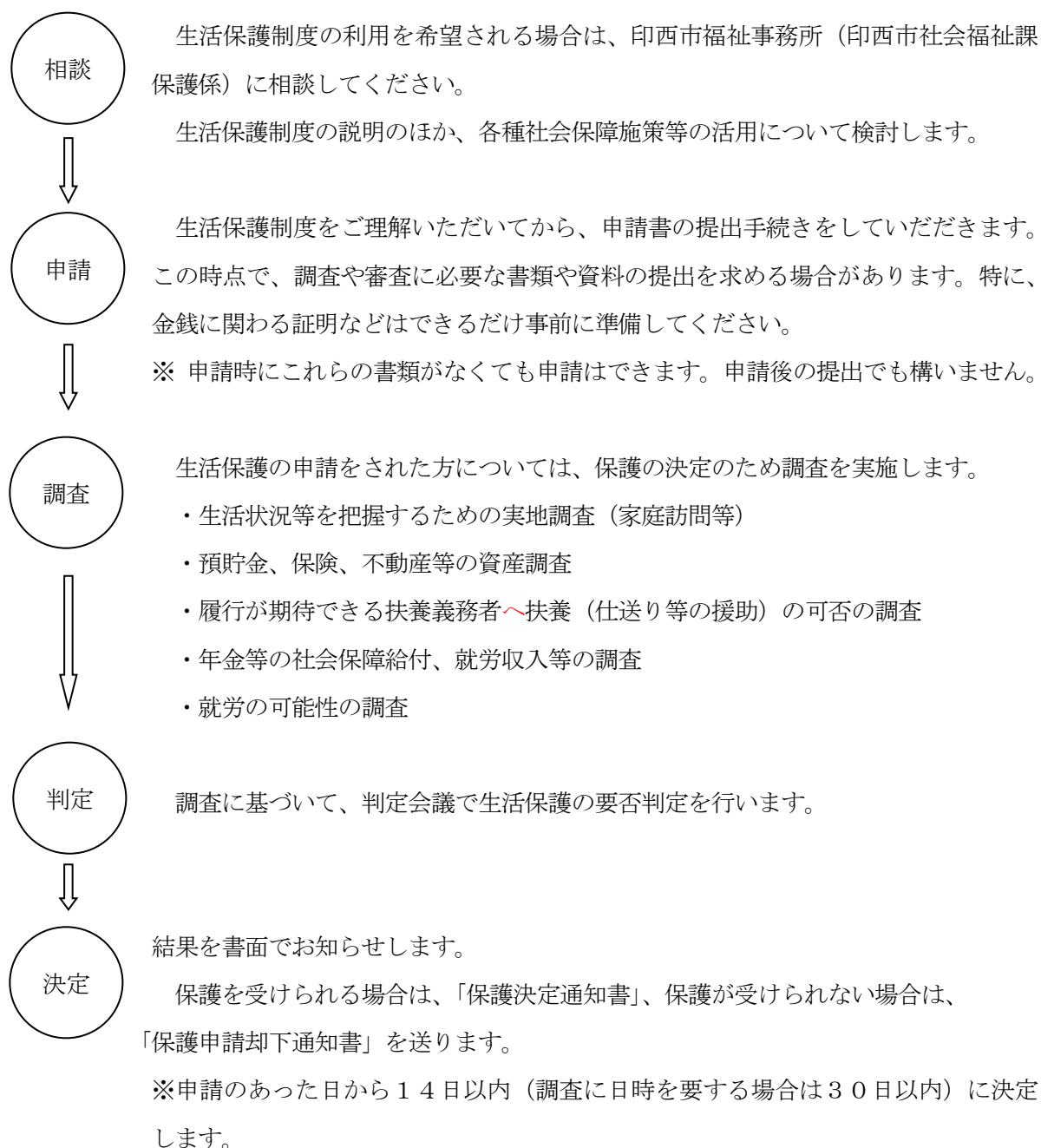
注5 勤労収入のある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されます。

収入があった場合には、必ず福祉事務所に
申告をする必要があります。



5 生活保護申請の手続き

生活保護は、主に次の手続きを経て決定となります。



決定に不服があるとき

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対し審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。）

また、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った

日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として決定の取消しの訴えを提起することができます。

※保護決定前でも、福祉事務所の指導助言に従わないときは、申請を却下することがあります。また、資産、能力等の活用により保護の必要がないと認められたときも同様です。

6 保護の種類と内容

保護の種類は次のとおりとなります。

扶助の種類	生活を営む上で生じる費用	支給内容
生活扶助	日常生活に必要な費用 (食費、被服費、光熱水費等)	基準額は、 (1) 食費等の個人的費用 (2) 光熱水費等の世帯共通費用は合算して算出。 特定の世帯には加算があり。(母子加算等)
住宅扶助	アパート等の家賃、地代、住宅補修に必要な費用	定められた範囲内で実費を支給
教育扶助	義務教育を受けるために必要な学用品費、給食費など	定められた基準額を支給
医療扶助	けがや病気の治療に必要な費用 (保険適用内の医療費)	費用は福祉事務所から直接医療機関へ支払
介護扶助	介護サービスを受けるときにかかる費用	費用は福祉事務所から直接介護事業者へ支払
出産扶助	出産に必要な費用	定められた範囲内で実費を支給
生業扶助	就労に必要な技能の修得等にかかる費用 (高校就学費用含む)	定められた範囲内で実費を支給
葬祭扶助	葬祭に必要な費用	定められた範囲内で実費を支給

一時扶助 被服費、家具什器費、移送費 (病院に行く際の交通費など)、
入学準備金、就労活動促進費など (事前に要相談)

就労自立給付金 安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった
者に対して支給するもの

進学準備給付金 高校を卒業して大学等に進学する方に対しての一時金

生活保護が決定した場合

07 あなたの権利

- (1) 正当な理由がなければ、既に決定された保護を不利益に変更されることはありません。
- (2) 保護費については、租税その他の公課を課せられることはありません。
- (3) 既に給付を受けた保護費又は保護を受ける権利を差し押さえられることはありません。

8 あなたの義務

- (1) 福祉事務所の指導又は指示には、従わなければなりません。
(従わない場合、保護の変更、停止、廃止することがあります。)
- (2) 保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。
- (3) 自分の生活の維持向上と自立のため、できるかぎり努力しなければなりません。
- (4) 働ける人は、能力に応じて必ず働かなければなりません。
- (5) 病気の人は、治療に専念してください。
- (6) 生活費は、無駄遣いをせず、自分の生活に役立つよう目的に沿って計画的に使わなければなりません。
- (7) 次のような場合は、必ず届け出をしてください (保護の支給額や支給内容が変わる場合があります)。

ア 収入、支出、その他生計の状況について変動があったとき。

- ・給料、賞与など、働いて得た収入があったとき。
(高校生などのアルバイト収入も対象となります。)
- ・年金、手当、仕送り、養育費などの収入額が変更となったとき。
- ・家賃・地代が変わったとき。
- ・障がいに係る手帳の取得や等級の変更、自立支援医療の手続きを取ったとき。
- ・障害福祉サービスの受給者証が届いたとき。
- ・介護保険サービスを利用していて、要介護度が変わったときや新たな有効期間の介護保険証が届いたとき。

イ 住んでいるところ、世帯構成などに異動があったとき。

9 生活保護費の返還等

- (1) 資力があるにもかかわらず保護を受けた場合には、その受けた生活保護費を返還しなければなりません。

- 例 ・ 生命保険などの保険金、解約返戻金等を受けたとき。
・ 不動産（土地・家屋）などが売れたとき。
・ 各種年金、手当などを遡って受けたとき。
・ 財産を相続したとき。

（２）届出を故意に怠ったり、あるいは偽りの申告をして不正に保護を受けた場合は、不正受給としてこれまで受けた生活保護費を徴収します。

（３）不正な手段で保護を受けていた場合には、法律により処罰されることがあります。

１０ 医療機関を受診するとき

（１）受診する前に福祉事務所（市役所社会福祉課）、本埜・印旛支所の窓口に来てください。

診療依頼書をお渡ししますので、医療機関に提出して受診してください。

（窓口に来られない場合は、必ず受診前に連絡をしてください。）

（２）急病、夜間、休日など、事前に連絡ができない場合は、医療機関に生活保護を受けていることを伝え、事後、福祉事務所へ連絡してください。

（３）生活保護の指定医療機関で受診してください。

指定されていない医療機関を受診した場合は、医療費の実費を払わなければならないことがあります。

（４）会社の健康保険は継続して使えますので、事前に連絡してください。

（５）同じ病気で２か所以上の医療機関を受診することは、原則として認められません。また、市外遠距離の医療機関を受診するときは、事前に相談してください。

（６）移送に関する費用を（通院移送費）の請求をする際は、最小限度の日数、経済的かつ合理的な経路及び交通手段に限るため、事前に相談してください。

（７）めがね、コルセットほか治療に要するものが必要なときは、購入前に相談してください。

（８）柔道整復（接骨院）、はり、灸、マッサージを受診するときは、事前に相談してください。

（９）原則として、後発医薬品（ジェネリック）を使用して下さい。

１１ 減免など

生活保護受給中は、申請によって減額・免除されるものがあります。

国民健康保険税、保育料、上下水道使用料、市県民税、固定資産税、NHK放送受信

料など。

1 2 ケースワーカーとは

ケースワーカーとは、あなたの自立助長と適正な保護の実施のために、必要な調査や指導援助を行う福祉事務所の職員です。

定期的に家庭訪問をして生活状況を伺ったり、自立するための相談に応じます。

※ ケースワーカーには守秘義務がありますのであなたの秘密を守ります。

1 3 申請のときに必要な書類等

※これらがなくても申請できます。申請後の提出でも構いません。

種類	書類の名称	チェック欄
1 資産関係	① 世帯全員の預金通帳 (現在の残高がわかるように記帳してください。)	
	② 加入している生命保険等の証書	
	③ 自動車やバイクの車検証又は標識交付証明書	
	④ 保有又は相続できる土地・家屋等の関係書類	
	⑤ その他、資産に関する書類（株式など）	
2 収入関係	① 給与明細書（前3か月分）	
	② 各種年金の証書及び支給通知書（はがき）	
	③ 各種手当の支給通知書	
	④ その他、収入に関する書類	
3 住宅関係	① 住宅の賃貸借契約書、現在の家賃が記載された書類	
4 保険証等	① 健康保険証	
	② 医療証（高齢、自立支援、ひとり親、乳幼児等）	
	③ 障害者手帳	
5 その他	① 認め印	
	② 毎月必要となる経費の領収書 (医療費、介護費用等、光熱水費を除く)	
	③ 公共料金等の支払い状況が確認できる書類	
	④ 個人番号カード	

生活保護に関する法律条文（参考）

■日本国憲法

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

■生活保護法

（保護の補足性）

第四条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

（世帯単位の原則）

第十条 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

（生活上の義務）

第六十条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

（届出の義務）

第六十一条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

印西市社会福祉課

0476-42-5111(代表)

0476-33-4514(直通)